

研究資料

片倉家伝来小紋胴服の修理及び復元模造について

神谷 榮子

一 はじめに

片倉家伝来の小紋胴服については、美術研究三〇三号所載の拙稿「片倉家並びに日光・東照宮伝来の小紋胴服二領について」において考察したように、桃山期における当時の文化や歴史を反映した、由緒ある優品である。小紋の遺品資料としては、現存最古の上杉家伝来謙信所用小紋帷子（昭和五六年二月七日重文指定）に次ぐ古い遺品であることもその稿において述べたところである。また、片倉家のこの小紋胴服と、多少年代が下る日光東照宮の小紋胴服とは、この二領に共通して、外来裂

の大幅平絹に小紋染を施してある点が注目され、且つ大幅の裂地を使用する場合には合理的な裁断法や縫製上でのいわゆる南蛮風が処々に認められるなど時代の反映・摂取が見事である。

それらへの関心が美術研究誌上に発表（一九七五年八月脱稿）後もわれわれの念頭から離れず、技法上の疑問点をも含めて、思考と調査を重ねて今日に至った。この間十年の経過を今回の研究資料発表とする。

これら二領の小紋胴服は、その後、重要文化財に指定され（片倉家伝来の小紋胴服は昭和五三年六月一日、日光東照宮伝来の小紋胴服は昭和五一年六月五日）、その取扱いにも特に注意を要するようになった。

とりわけ片倉家伝来の小紋胴服は、裏裂と縫糸の、鉄媒染が原因の損傷が甚しく（挿図1、a・b、図版写真では美術研究三〇三号図版II a b参照）、先ずはこの方の慎重なる修理が必要ということになった。修理に当っては、出来得る限り早い時機にということ、染織技術者とわれわれ染織工芸史研究者との十分な討議を行った上で、更に修理進行中も慎重な検討を行う方針を立てた。修理に要する費用は補助金等俟つことをせず、修理に参画する者が、「各自かかった費用は自己負担」という極めて積極的かつ簡便な方法<sup>註1</sup>を採った。

われわれのこうした提唱は、重要文化財に手を加える場合の許可申請として、昭和五年一月、文化庁にその「修理設計書」を提出することに始まり、許可が出て直ちに着手、一年後の昭和五六年一〇月末に完成した。

その解体修理において、われわれが学び得た新たな収獲はまことに大きく、美術研究三〇三号所載拙稿の訂正事項や新たな所見をもこの稿で記すを得ることになったのは望外の喜びである。

また、その修理に当たったわれわれは期せずして一同「是非とも復元模造を」の願望に至った。費用は修理の折と同様に各自負担<sup>註2</sup>にした。早速に重文小紋胴服の所蔵者片倉信光氏に許可を願い出て、片倉家、共立女子大、松原中形藍染工房に各々一領の計三領を作成する運びとなった。表裂と裏裂の染色は松原中形藍染工房でその三領分を行い、その仕立ては、片倉家のは片倉信光氏の輝夫人、共立女子大のは同大家政学部の栗原弘子教授と河村まち子

挿図1 片倉家伝来小紋胴服（重文）  
a 修理前の正面  
b 同 背面

宮城 片倉信光氏蔵当時

助教、松原中形藍染工房のは松原八光氏のもと子夫人が、各々の、裂地の地直し・裁断・縫製(綿入れも含む)・仕上げを一貫して行った。

この稿で取り扱う復元模造品は、その三領の中の片倉家のもので、その仕立ては前述したように片倉輝夫人である。

輝夫人は、彼女が手がける復元模造小紋胴服のオリジナルを慶長の始め頃豊臣秀吉から拝領した<sup>註3</sup>といわれる二代片倉小十郎重長より十三代後の十五代片倉信光氏の夫人であるばかりでなく、仙台伊達藩の家老を勤めた家系の兵頭家<sup>註4</sup>の出であり、仙台の第二高女を卒業後、共立女子大の前身である共立女専の被服科に進まれ卒業された裁縫・手芸を得意とされる方で、片倉家に嫁してから御家族の衣類は大方を御自分の手で仕立てておられる。今回のこの復元模造品の仕立ても真に見事であって、われわれとしてもこの片倉家に納められた復元模造品の意義の大きさに、今更ながら感慨を深くしている次第である。

ただ、筆者のこの報告書が脱稿する前に、昭和六〇年五月三日午前七時、御自宅にて、急性心不全のため片倉家十五代信光氏(挿図5)は急逝なさった。享年七六。長期に亙り今日に至っている筆者の片倉家伝染織品の調査・研究に関しては、奥様共々殊の外御寛容な御理解を遊ばして下さり、何かと御力添えを賜わった。深謝して余りある心境でこの報告書をまとめている。感無量。御冥福を祈り上げる。

## 二 修理

重要文化財に指定されている物件に対して、修理等その形状に手を加える場合には文化庁の許可を必要とする。われわれは次に記す修理設計書を作成し、文化庁に提出して先ず許可を得た。

### 修理設計書

名称 重要文化財 小紋染胴服 一領  
指定年月日 昭和五三年六月一五日

所有者 片倉信光 宮城県白石市元山二四番地  
現在の状態 写真で見られるように、裏裂の朽損・縫目のほころびが著しく、小

紋染の表裂にも背面右下方に損傷部がある。前者は茶平絹裏裂及び黒

片倉家伝染小紋胴服の修理及び復元模造について

絹縫糸が鉄媒染であったための朽損で、後者は何らかの汚れがもたらした損傷である。裏裂は細かい断片となって中入綿に付着し、黒絹縫糸は縫目の処々に当初の状態を見せている。

以上のような現在の状態であるため、保存上、早急・適切な修理が必要である。

### 修理方針

保存修理

修理者代表 共立女子大学家政学部教授 栗原弘子

### 修理場所

共立女子大学家政学部被服研究室

### 修理期間

昭和五五年一月より約一ヶ月

### 修理仕様

全体を解き、仕立替える。裏裂は新品にとり替える。具体的には以下に述べるような方法となる。表裂には全面に裏面から補強裂を当てる。その裂は高田装束店で、新たに製織染色して用意した極薄手の紺地平絹。裏面からの当て裂を行うときに損傷部の補修も行う。新品にとりかえる裏裂も、表裂の補強裂と同じく高田装束店で製織染色して用意したもので、当初の裏裂に近似した色目・地合の茶色平絹である。中入綿は伸び加減になっているので当初の形に整え、その上で仕立て替えの縫製にかかる。(註記 高田装束店所在地は東京都中央区銀座七丁目八番一七号)

小紋染胴服写真 正面、背面二枚貼付(挿図1)

右の修理設計書提出後、許可が出て愈々修理にかかった。解体修理であるからスタッフ一同固唾をのみ思いで、お互いに情報交換・意見の検討に熱意がこもった。

この修理時に先ず判明したのは、美術研究三百三号誌上で、松原中形藍染工房と小宮江戸小紋工房諸兄の総合意見をまとめて記述した筆者の技法記述内容の訂正であった。

解体した小紋染胴服の裂を入念に観察した松原中形藍染工房の松原福与・利男・八光・与七の四兄弟は、次の二点に就き訂正意見を述べた。

その一

仕立ての縫糸を解きほどいて解体された表裂を観察すると、仕立ててある綿入の胴服では縫い込まれていて観ることの出来ない裂の端、織耳まで充分に観察することが出来る。この部分に、白く染め残った個所が点々と見出されるのである。この場合、これらは、はからずも出来てしまった白い染め残し部分で、それは、そこに防染糊が附着して、藍に入ったとき（藍に浸け染めされたとき）、糊の附着していたところは防染されて藍に染まらなかったことを意味する。

この事象は、この小紋胴服の表裂が、美術研究三〇三号の拙稿一五〇一六頁の内容「小紋の観察並びに推測染色法」に訂正を加えるもので、左のようになる。

美術研究三〇三号の部分「染色は、七三センチ幅の外來裂と思われる白羽二重風の裂を、先ず藍に浸染して藍下とし、表側にこの小紋型で糊置の型付をし、墨を引いている。従って云々」は次のようになる。

今回の訂正 「染色は、小紋型で糊置きをし、その糊が乾いた後に全体に豆汁（大豆汁）を引き、薄い墨を二回から三回引いて染め上げ、糊を落し（水洗で）、その後で藍に浸染して仕上げたものである。」となる。

その二

解体修理に当って、復元模造を計画している立場からその染色の型紙についても、松原中形藍染工房の四兄弟は、使用型紙の大きさについて慎重に検討した結果、美術研究三〇三号誌上で筆者が松原中形藍染工房並びに小宮康助・康孝江戸小紋染父子の所見をまとめて発表した内容に次のような訂正事項が生じた。

即ち、美術研究三〇三号の、片倉家伝来小紋胴服には、幅が四九・二糎以上の型紙が使用され（日光・東照宮註5の小紋胴服には五六糎以上の幅が使用され）註6ていて、これら七三糎（日光・東照宮の小紋胴服は七三・五センチ）以上もある大幅の裂地に小紋型を型付する場合には、型付をする時に裂地を伸ばし張り付ける長い板も、通常のものより幅が広く、少くとも七五糎は幅のある広い幅の長い

板が準備されたものと想定したが、その型付は背縫側を型紙一杯使い、袖側は残った裂幅分と二手間で行ったものと、それら遺品の型付の送りの跡と思われた濃淡の線状の様子から想定した事項は、今回の調査で、広幅であっても二手間でその幅の型付を行うのは無理で、やはり通常の小幅ものの時と同様に、幅一杯を一手間の型送りをして進行したという結論に達し、以前の推測は訂正することになった。従って、型紙の幅は「大幅の裂幅一杯」という推測に決定し、修理の次の予定である復元模造の準備にかかったのであった。

右のような検討がわれわれ修理・復元スタッフの間で行われ乍ら、修理設計書に示して提出した予定通り、翌昭和五六年一〇月末、共立女子大学家政学部被服研究室で完成した。解体修理で確認された縫製上の報告は、共立女子大学家政学部紀要第二九号（昭和五七年度）の栗原弘教授・河村まち子助教授の論文に詳しいので重複を避ける。

修理の成った小紋胴服は図版VIII a・bに見られる通りで、中入綿は新しい真綿と取り替えられた。当初からの中入綿は平均した厚さで入れられていた筈のものが、背

挿図 2  
片倉家伝来小紋胴服(重文)  
修理後

- a 正面・襟を外側に折った形
- b 部分
- c 取り替えた元の中入綿

宮城 仙台市博物館蔵

c

中の部分が伸びて薄くなり、裾に垂れ下って固っていた。取り出したその綿(挿図2C)は二八五グラムあった。

修復後の法量は次の通りである。

丈は後丈 九一・五センチ、前丈 九九・〇センチ(前下り七・五センチ)、袖丈 五八・〇センチ、重量 七二〇グラム。

修理に当たって事前に文化庁に修理設計書を提出し許可を得ていたわけは、修理完了直後の昭和五六年一月、修理設計書に記載の各項目に、報告事項を記入する書式の修理終了書を作成し提出して、この片倉家伝来の「重要文化財 小紋染胴服」の修理を了えた。

### 三 復元模造

復元模造の計画がわれわれスタッフ一同に期せずして起きたのは、修理の許可が下りて解体修理にかゝる直前の昭和五五年一月始めであった。片倉家にさしあげるのを一領、共立女子大に一領、松原中形藍染工房に一領の計三領をとということに

なり、早速、片倉家に御了解の連絡をとると御快諾、「片倉家の分の御仕立ては奥様のお手で如何であろうか」という筆者の希望も快くおきき入れ下さった。

さて、仕立てに至るまでの仕事の分担は松原中形藍染工房である。表地用の白平絹、裏地用の白平絹がそれぞれ三領分準備され、表地の小紋型が作られ、表地の藍染・裏地の無地染が行われた。出来上った三領分の表地と裏地を一領分ずつに分けて、その中の松原中形藍染工房仕立の一領分を手許に残し、他の二領分を片倉家と共立女子大にそれぞれ渡すまでにするのが松原中形藍染工房の仕事である。

裂地の準備と相前後して表裂の小紋型を用意する。松原中形藍染工房で日頃型紙を新たに作る時依頼している稲垣彫形店で、今回のこの小紋型も作成した。挿図3がその型紙で、型紙の大きさは幅が八八・五センチ、長さが三四センチ、模様部分の大きさは、幅が七四・五センチで長さが一八センチである。紗張りの型紙にして強度をはかった。

型紙は型紙の幅が広いので型送り作業に尋常でない工夫と要領を必要としたが、さすがは長板中形染の名手の評判高い兄弟の仕事だけあって見事な染めりである(図版IX a・b)。



挿図3 復元模造のために作成し使用した染の型紙  
a 全体 b 部分



挿図4 復元模造片倉家伝来小紋胴服  
a 正面 襟を外側に折った形  
b 背面

宮城 片倉輝氏蔵

註9

表裂の染

前述の型紙で糊置きをし、その糊が乾いた後に、全体に豆汁（大豆汁）を引き、薄い墨を二〜三度引いて染め上げ、水洗して糊を落とし、その後で、藍（普通のより多少濃い藍にした）に浸染して染め上げた。以上は解体修理の折に、そのように染めに関し考察されたので、その方法に従った。

裏裂の染

この裏裂の平絹は表裂の平絹より薄手のものにし、黒色の染色は松煙（樹脂分の多い松根を燃焼させて作った煤で作られた黒色顔料）で行った。松煙を使用したので豆汁を引いた。そのため裂地がごわごと固くなっており、そのままでは表地との縫い合わせも至難であるため、裁断前に四つ註10を入れた。

仕立て（裁断と縫製）

片倉輝夫人の仕立ての分をここでは取扱うことはすでに述べた通りである。夫人は、すでに解体修理が完了し、その報告も共立女子大の栗原・河村両氏によって前述の紀要二九号に発表されているので、筆者の美術研究三〇三号発表論文と照合、御自身の御考えも加えたりなさりながら（「袖口の裏に、後世の羽織と同様に、表裂と共裂で袖口裂を付けて見てもよからうか。表裂が充分にあつて残り裂がたっぷり出るの。」との御意見と問合わせが筆者にあつたので、「原品にはない袖口裂が、片倉家仕立ての復元模造には付けてあることを明らかにしておけばよいことであるから、そのようになさつてよろしいのでは」と回答して、袖口裂を付ける仕儀となった。）、そのこと以外は、筆者の調査報告論文と共立女子大の解体修理報告論文に基いて、適宜御自分の判断と見解のもとに復元模造をお進めになった。「中入綿は真綿まわたでなくとも木綿もめん綿わたでよろしいのでは」と真綿にこだわらないように申し上げたのは筆者で、助手なしの、お一人での真綿入れはお大変なので、木綿綿になさった。

こうして、春から夏にかけての気候のよい時期に、裁断から縫製、綿入れ、仕上げと、全くお一人でお仕立てになった。出来上りは図版IX a、挿図4 a・b、法量は、後丈九二センチ、前丈九七・五センチ（前下り五・五センチ）、衿七〇センチ、襟肩アキ×2一七〜一八センチ、襟幅一七センチ、袖丈五六・五センチ、袖幅二七〜二七・五センチ、重量六五〇グラム。

この復元模造は、綿入れの仕立てを、中としをしない原物通りの方法を採用して仕立てであるが、衣衿にかけて吊しても、写真で見られる通り何処にも引きつりや弛みがなく、表も裏も中入綿も極めて自然に馴染んでいる状態の仕立て上りになっている。更に着姿挿図5も、極めて大らかに、気品高く、胴服姿の悠然たる風格一入である。

片倉家分の復元模造小紋胴服は、以上のような由緒ある立派な仕立上りとなったが、共立女子大分（時代衣裳の縫い方）栗原弘、河村まち子共著、昭和五九年六月 源流社発行 図版五三、本文二五三頁〜二五五頁所載）、松原中形藍染工房分（この分は表裏共裂の無双仕立とした。遠山記念館附属美術館の昭和五九年九月一日〜一〇月一日「型染」展に出陳した）共に、各所に意義深い復元模造品が完成してそれぞれに保存されている。

挿図 5 復元模造片倉家伝来小紋胴服装の片倉家十五代信光氏とその仕立てをなさった輝夫人

昭和58年9月17日(土) 筆者撮影

尚、衣類は使用して始めて、着心地や衣服等の着装効果等がわかるものだが、美術品として取扱われる衣類を試着してみることも先ずは不可能である。そこでわれわれは、日頃の自分自身の衣生活の体験や、知見から、地質・色柄の取扱いや、その文様の

配置等が、その衣服の形態と着装目的に如何に効果的に取扱われ処理されているかを観て、美術工芸品としての価値判断を行っているのである。

こうしたわれわれの観点からは、価値判断をより正確にするためには、可能な限り実物に即した復元模造の優品を作成し、着装してみる機会を多く持つことである。着心地、着装効果を察知するのみでなく、体得し、体験するのである。こうした機会を出来る限り多く作って、美術工芸品としての染織品、服飾品の真価を知る努力をしなければならぬ。今回の復元模造品作成は、そうした目的を予想以上に果すことが出来た大層な成功例であったといえることができる。

この片倉家伝来の小紋胸服の復元模造品が仕立て上ったと御連絡いただいた筆者は、日を置かず宮城県白石市の片倉家に、「研究所の写場でその復元模造品の撮影を行い、美術部・情報資料部研究会でも復元模造品を一同に呈示して発表したい」と拝借に上った。その折、片倉家に着いて、御挨拶をすませた筆者に、片倉信光氏は早速のようにこうおっしゃった。「仕立て上った時、すぐに羽織って見ましたよ。非常に軽くて、着ているか着ていないか判らないぐらい楽な着心地で、ふわりと歩いて暖かい。この胸服は本当によい羽織ですね。」と。

研究会の席でも筆者は、男性の研究員に、この復元模造品の胸服を「遠慮なく試着してほしい。」と申し出て、七、八人に次々と背広の上から羽織って見てもらった。着装してみた人々の口から次々と驚いたように「本当に軽くて驚きました。非常に楽ですね。着ているか着ていないかわからぬぐらいでありながら大変暖い」と。次々と着ては脱いで、次に廻して試着しているのであるから、前の人の言葉は聞いているので、「軽くて、着心地が楽で、暖い」のは判っている筈であるが、羽織った時に、その体験が、前の人の言った言葉を思わず繰り返させるような、「着心地よさ」であったのである。このような体験と実証は、実物に即した復元模造の優品に拠ったからこそ成し得たのである。

#### 四 結び

以上、片倉家伝来小紋胸服の修理並びに復元模造に関する報告を了える。

思えば片倉家のこの小紋胸服と日光東照宮の小紋胸服、共に舶来品の大幅平絹に片倉家伝来小紋胸服の修理及び復元模造について

小紋を染めた裂で仕立てた二領の胸服を、われわれは特別な関心をもって研究して来て二六年になった。実際には片倉家でその胸服を拝見した時からだから更に長期に互るわけだが、当時の東京国立博物館染織室長山辺知行氏の研究室に松原中形藍染工房の松原福与・利男両氏を招き、実物を前にして所見を聞いた日（昭和三四年九月二五日）が、日光東照宮及び片倉家伝来の大幅平絹用小紋胸服に関し、技術者に検討してもらう初回であったので、その時から数えると二六年の歳月が経ったことになる。この時、日光東照宮の小紋胸服が東京都内某デパートの展覧会に出陳されており、その会期後、山辺氏が交渉されて或期間、調査・研究のため東博染織室にお預りになった。その時同じ手のものを比較検討するため筆者は山辺氏の仮預り証を携えて、宮城県白石市の片倉家に参上、片倉家の小紋胸服を拝借して帰京、日光東照宮の小紋胸服と並べて、染色技術者、裁縫技術者等に呼びかけて研究討議を行った。

松原福与・利男兄弟の次に江戸小紋の小宮康助・康孝父子、続いて杉原信彦氏、山本らく・栗原弘子両氏、北村哲郎氏等が見え、東博染織室の今永清士氏共々、われわれは研究会を重ね検討し、昭和五〇年までの約一五年間のまとめを筆者は美術研究三〇三号に発表したのであった。

そして今回、解体修理、復元模造成っての報告となったのである。今、ここで思うに、二六年かかろうが三〇年かかろうが、腰を据えて構え、充分な調査を行い、条件が許されるならば復元模造を終局では行おう研究にしたいと願うものである。片倉家伝来の小紋胸服は、解体修理、復元模造の機会に恵まれたからこそ今回この稿で、美術研究三〇三号発表時の拙稿は、新たな所見が加わり、訂正事項も生じて、それらを明示することが出来たのである。

この五月三日に故人となられた片倉家一五代信光氏の格別なる御理解ゆえに、御所蔵品の長期お預りも叶って、幅広い立場からの各専門家の御意見も伺うことが出来て、慎重な、焦らない、完璧を期すような、服飾・染織分野の一つの実証的研究が成ったのである。改めて片倉家の御厚意に深謝し、御礼申し上げる次第である。

なお、この片倉家伝来の重要文化財小紋胸服は、昭和六〇年五月一日に仙台市博物館所蔵となった。

（一九八五年六月）

註 1・2 修理の場合も、復元模造の場合も、「経費は一切、各自が分担している仕事にかかる費用は各自が持つ」という方法で行った。各自が受持つ仕事の内容は、それぞれの専門分野で、その仕事が各自にとって大層な勉強になるものであるから費用は持つて当然という理。今回の費用分担は次のようにした。

△修理V——高田装束店は、表裂に裏面から全面に当てる補強裂と新しくする裏裂、それにかゝる諸費用一切。共立女子大学家政学部被服研究室は、解体修理の必要経費一切。東京国立文化財研究所の神谷榮子は、修理完成した胴服の4×5写真撮影費・スライド撮影費・各伸し写真費用、各所への連絡通信費、片倉家へ修理完成胴服を届ける旅費等一切。

△復元模造V——松原中形藍染工房は、型紙作成、藍染に関する費用一切と松原分復元模造中入綿等費用一切。共立女子大学家政学部被服研究室は、復元模造三領分の表裂地、裏裂地代金と共立女子大学復元模造の仕立にかゝる中入綿等費用一切。東文研の神谷は修理の時同様に、完成後の写真各種の撮影費用、所蔵者と分担各所等への復元模造品スライド各種、伸し写真、片倉輝夫人仕立分を拝借（撮影と研究発表のため）及び返却の二往復旅費等一切と各所への連絡通信費一切。

3 片倉代々記（美術研究三〇三号挿図9、註3参照）によると、伊達政宗の家臣である二代片倉小十郎重長（しげなが、天正十二年〜万治二年）が伏見へ登り滞留していた際、即ち慶長の始め頃（慶長四年迄の間）太閤より拝領したとあり、片倉家に於ける今日までの家伝でも、この胴服は大閤より拝領したものとされている。

4 当時の共立女専の被服科は、入学は無試験の推薦入学であったが、入学後の課題は極めて厳しく、一年次の夏休みが了って九月に集まる時には三分の二以上が退学していたような状況であったそうだ。その後も次々と退学して行って卒業まで残れる者はごく僅か、よほど裁縫が達者で好きな学生であったという。

5 美術研究三〇三号一頁下段（小紋の観察並びに推測染色法）、一二頁上段の挿図3。

6 美術研究三〇三号一五頁下段（小紋の観察並びに推測染色法）、一四頁上段の挿図7。

7 註5、6の事項より推測した想定。

8・9 この幅の広い型紙での型付（型送り）は、達者な技術者でも、特別の要領が必要で、型紙の縁先（型送りの時、先に型紙を置き始める方、挿図3aの写真では模様部分の上方を言い、文様部分でないところの幅が狭い方）に、縁竹という籤（しほ）に似た細い竹一ただし片面が竹の皮側で、厚みが籤よりも薄く、一を貼り止めたのを使用し、幅広い型紙を使つての型送りがうまく運ぶようにする。二人で型送りしたり、種々工夫がこらされる。

10 二人で裂幅分の両耳をそれぞれ掴み持つようにして持つて、その間隔は二人の両手の位置四ヶ所がほぼ正方形になるようにして、対角線状が引っぱられる状態に左右交互に呼吸を合わせて、腕を動かして裂の長さ全体進めて行く。その方法を四つを入れるというのだそう、松煙や豆汁でこわこわになった裂地を幾らか柔かくして、仕立てるときに取り扱い易いようにする方法。復元模造の片倉家分は、仕立前に筆者が片倉家に上つて種々打合

わせをした時に、松原中形藍染工房で教えられたように輝夫人に申し上げて二人で実行、裏裂全長（七五・五センチ幅裏裂の全長四六〇センチ）を二回繰り返えし行つた。三回行つた方が裂地が柔く取扱い易くなるかとも思ったが、その裏地が比較的薄手の平絹であるため三回四つを入れるのは過ぎるかとも判断して、仕立てをなさる輝夫人には申し訳けなかつたが二回にとどめた。なお、片倉家分の復元模造の表裂は、染め上りで、身頃袖用に七四・五センチ幅のが長さ二一五センチを二枚と、襟用に三七センチ幅のが長さ二三〇センチ一枚の計三枚が渡された。裏裂共々、一領の復元模造に充分余裕を見た量である。